

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者の概要

事業所名	あ お ぼ	
所在地	山口県萩市椿東2858番地	
介護保険事業者番号	3540440439	
提供するサービスの内容	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具販売、	
管理者及び連絡先	金子 央明	
サービス提供地域	萩市、長門市、美祢市、阿武町、下関市	

2. 事業所の社員体制等

職 種	内 容	人 員
管 理 者	事業所全般管理	1名（金子 央明）
サービス提供社員	福祉用具の選定・相談業務 適合状況の確認・苦情相談・アフターフォロー 公的機関への連絡・調整・紹介業務 用具の搬入・搬出・保守・保管業務	専従 2名 兼務 1名
事務担当社員	事務一般	1名（遠隔）

3. 営業時間

サービス種類	平日（月～金曜日）	土曜日・日曜日・祭日	年間休日
福祉用具貸与	9：00～18：00	原則休日：緊急時対応	8月13日～8月15日 12月31日～1月3日

4. 取扱い種目

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具 12 種目		
① 特殊寝台 ② 特殊寝台付属品 ③ 床ずれ防止用具 ④ 体位変換器 ⑤ 手すり ⑥ 車いす ⑦ 車いす付属品		⑧ スロープ ⑨ 歩行器 ⑩ 歩行補助杖 ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 ⑫ 移動用リフト ⑬ 自動排泄処理装置
厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る福祉用具 8 種目		
① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部 ③ 入浴補助用具 ④ 歩行器（歩行車除く）		⑤ 簡易浴槽 ⑥ 移動式リフトの吊り具の部品 ⑦ 歩行補助杖 多点杖（松葉杖除く） ⑧ 固定用スロープ

5. サービス利用料、利用者負担額及び利用料支払方法等

(1) サービス利用料及び利用負担額は、契約書記載の通りです。(1割～3割)
(2) 利用料支払方法は原則引き落としとさせていただきます。
(3) 交通費は請求しません。

6. キャンセル

●利用者がサービスの利用を中止する際には、中止希望日の2日前までに事業所あてにご連絡ください。

7. 相談窓口・苦情対策

事務所窓口	相談員：金子 央明 不在の時も、誰でも対応できるよう担当者に引き継いでいる。 電話番号：0838-26-3770 携帯番号：080-5607-5360
市・町・村	萩市介護保険課：0838-25-3592 阿武町民生課：08388-2-3113 長門市高齢障害課介護保険室：0837-23-1159 下関市介護保険課代表：083-231-1162 美祢市介護保険課：0837-52-5229 山口県国民健康保険団体連合会：083-995-1010

8. 事故発生時の対応方法

事業所の福祉用具を使用中に事故が発生した場合は、市町村、家族、緊急連絡先、当該利用者に係る居宅支援事業所、介護予防支援事業所、管理者に連絡を行い、必要な措置を講じます。

(1) 事故報告書にて職員周知を行い事故の原因を解明し事故防止マニュアルの整備や研修会を開催するなど事故防止に努めます。
(2) 事故の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
(3) 必要に応じて保険者、県等の指導助言を仰ぎます。

9. 当事業所（法人）の概要

名称	(有) 直方メディカルサービス
代表者名	水 口 洋 輝
所在地	〒822-0022 福岡県直方市知古798番地1
業務の概要	介護支援、福祉用具の販売及び貸与、住宅改修、介護ロボット、医療機関、福祉施設への紙おむつ販売
事業所数	4か所 福岡県直方市・山口県萩市・広島県三次市・大分県大分市

10. 虐待防止の為の措置に関する事項

1, 虐待防止方針・身体的、心理的、経済的虐待を防止し、利用者の尊厳を守る 2, 具体的な取り組み・従業員への虐待防止研修を実施、苦情や意見を受け付ける窓口の設置 3, 虐待兆候時の対応 ・速やかに責任者、関係機関へ報告し、利用者の安全を確保 4、関係機関との連携 ・地域包括新センター、ケアマネージャー、市区町村と情報共有 5, 個人情報保護 ・情報を適切に扱い、プライバシーを守る

11. その他◎確認事項

A. 取扱い説明書を受けました B. 取扱い説明書に則った説明を受けました。 C. 取扱い説明書の警告・注意・禁忌事項の説明を受けました。

私は、本書面により、事業者から福祉用具貸与サービスについて重要事項説明ならびに

上記の確認事項A. B. Cについても受け取り及び説明を受けました。

説明者：福祉用具専門相談員 金子 央明

令和 年 月 日

利用者

住所：_____

氏名：_____

利用者代理人（選任した場合） 続柄 _____

住所：_____

氏名：_____